

## 助成対象経費・対象外経費について(杉並区まちづくり助成)

助成金申請時の事業計画についての対象経費となります。

助成金交付決定通知後に活動内容等変更がある場合は事前に変更等承認申請が必要です。

最終的に個人の財産等に帰属するものは、原則として助成対象外とします。

## (1)学習活動費：講師謝礼、学習会資料作成費、会場使用料など

経費項目	対象となる経費(例)	対象とならない経費(例)
報償費	・事業計画実施における講師謝礼(※1) ・謝礼金の代わりに渡す菓子折等	・助成団体の構成員に対する人件費 ・団体関係者が講師やボランティアとなり活動する際の謝礼
使用料	・学習活動に要する会場使用料 ・学習活動に要する施設等の入場料	・学習活動以外の会場使用料 ・学習活動以外の施設等の入場料
旅費	・中間報告会、活動報告会に参加するための交通費 ・行事保険手続きのための交通費 ・活動報告書提出のための交通費	・最も経済的な通常の経路及び方法と判断できない交通費 ・定常的活動や助成金申請時の事業計画活動とは直接関係ない打合せ等に係る交通費
消耗品費	・事業実施に直接必要な学習活動に使用する事務用品、教材、資料 作成のための消耗品の購入費用	・助成対象事業以外に使用する消耗品等の購入費用 ・最終的に個人の財産等に帰属する書籍 ・比較的長くその商品価値をとどめるもの、長期の使用に耐えるもの ・配布を目的とした物品

## (2)広報活動費：パンフレットやニュース、報告書等の作成費など

経費項目	対象となる経費(例)	対象とならない経費(例)
印刷製本費	・チラシ、パンフレット、ポスターの印刷製本費 ・会報、ニュースの発行 ・会議資料コピー代 ・助成活動をするための名刺作成	・助成対象事業以外に要するコピー代、印刷製本費
郵送料	・広報活動用印刷物を送付するための切手代等	・広報活動以外に要する切手代等

(3)事務運営・事業実施費： 団体運営や事業実施に必要な消耗品や備品の購入費、郵送料など

経費項目	対象となる経費(例)	対象とならない経費(例)
報償費	・イベント開催に伴う外部への賞品、参加賞 (既製品ではなく手作り感のあるもの)	・弔慰金、見舞金 ・贈呈を目的とした経費 ・参加賞における金券(図書カード、文房具券、ポイント還元など)
使用料	・助成対象事業を開催するための会場使用料 ・助成対象事業を開催するための施設等の入場料 ・助成対象事業に要する機器や物品のリース料 ・アンケート実施会場として使用する施設利用料	・事務所として使用するための施設使用料 ・家賃、水道光熱費 ・電話・インターネット接続等の導入費、毎月の基本料、データパケット通信費
保険料	・イベント保険掛金 ・ボランティア保険掛金	・参加者が任意で加入する保険料等
委託料	・会場設営費等の費用	・当該助成事業の再委託経費 ・事務所の管理委託経費
郵送料	・助成対象事業に係る文書を送付するための切手代等	・助成対象事業以外に要する切手代等
手数料	・経費を振り込む際の振込手数料 ・官公庁などへの許可や届出にかかる手数料	
食糧費		・飲食、接待などの経費(菓子、飲み物、弁当、手土産代など)
消耗品費	・助成対象事業に使用する事務用品	・団体運営に使用するパソコン、タブレット端末、プリンター等の備品の購入費用 プリンターインク、コピー用紙等の購入費用

**助成対象外経費**の考え方

- \* 団体の維持経費、経常経費及び人件費
- \* 賞品や参加賞において、活動が伴わず配布をするのみ(ばらまき型)の場合や、金券類(現金、商品券、商品と交換でキャッシュバック等)
- \* 領収書等がないなど、用途が不明なもの
- \* 助成対象事業の活動目的に沿わない活動経費
- \* 他の助成を受けている事業や申請中の事業に対してまちづくり助成金を併せて使用することはできません。

※1【参考】講師謝礼上限金額

講師の種別	基準単価(円/h)
大学教授、弁護士、医師、ジャーナリスト、著名民間学者	20,400 円/h 以内
大学准教授、民間専門研究家、民間企業管理層、官公庁局長級	13,250 円/h 以内
大学講師、高専教授、民間専門知識人、官公庁部課長級	9,200 円/h 以内
小中高教諭、民間技術者、高専准教授、講師、官公庁係長以下	7,150 円/h 以内
その他	4,100 円/h 以内